

# 「坂井市立地適正化計画」に基づく届け出制度のご案内

## 大規模商業施設、病院、子育て支援施設等を計画されている皆様へ

坂井市では、都市計画特別措置法に基づき、2022年3月31日に「坂井市立地適正化計画」を策定し、居住誘導区域及び都市機能誘導区域等を定めています。

本計画では、今後とも人口減少や高齢化の進展が予想されるとともに、ライフライン、公共施設等の維持管理費の増大に伴う財政悪化も懸念されるため、これまで以上に持続可能な都市づくりを目指しています。

これに伴い、**都市機能誘導区域外**（坂井市立地適正化計画区域内に限る。）において、以下に該当する行為を行う場合、これらの行為に**着手する日の30日前**までに、行為の概要等について、市長への届け出が必要となります。

**都市機能誘導区域とは** 医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し、集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。

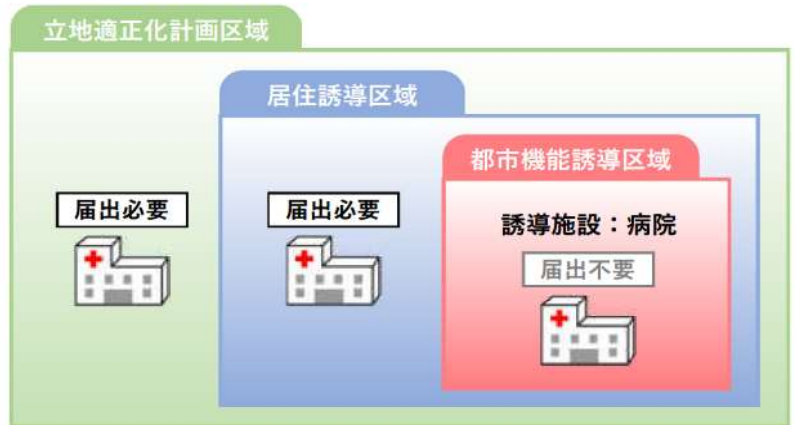
### 届出の対象となる行為

#### 【開発行為】

- ①誘導施設を有する建築物

#### 【開発行為以外】

- ①誘導施設を有する建築物を新築する場合
- ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



都市機能誘導区域内において、誘導施設の休止、または廃止する場合も届け出の対象となります。

### 届出の対象となる施設

都市機能誘導区域毎に定める誘導施設\*が対象となります。

誘 導 施 設
大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上）
病院（医療法第 1 条の 5（20 床以上の入院施設を持つ医療機関））
子育て支援施設（幼保園・保育園・こども園、児童センター・児童館）
子育て支援センター
保健センター
地域包括支援センター
公共施設（本庁舎、支所）
図書館
文化・交流施設

**誘導施設とは** 誘導施設とは、高齢化の中で必要性が高まる施設、子育て世代が居住場所を決める際に重要となる施設、集客力があちまの賑わいを生み出す施設など、都市機能誘導区域内に誘導を図ることが望まれる施設のことです。

【お問合せ先】 坂井市 建設部 都市計画課

TEL : 0776-50-3050 FAX : 0776-67-7522

E-mail : keikaku@city.fukui-sakai.lg.jp

## 手続きの流れ

事前相談  
(区域の確認等)

届出の提出  
(着手の30日前)

届出の受理  
(受理通知書の交付)

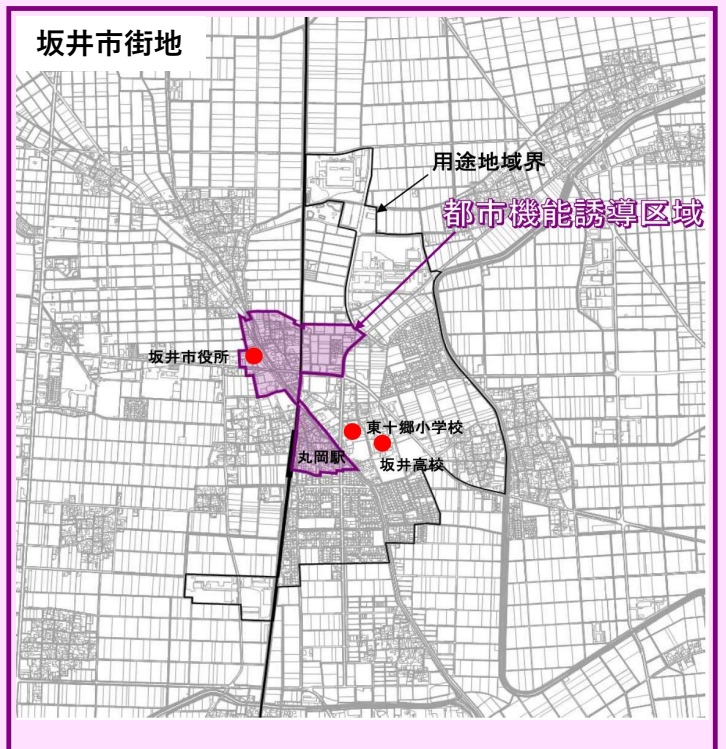
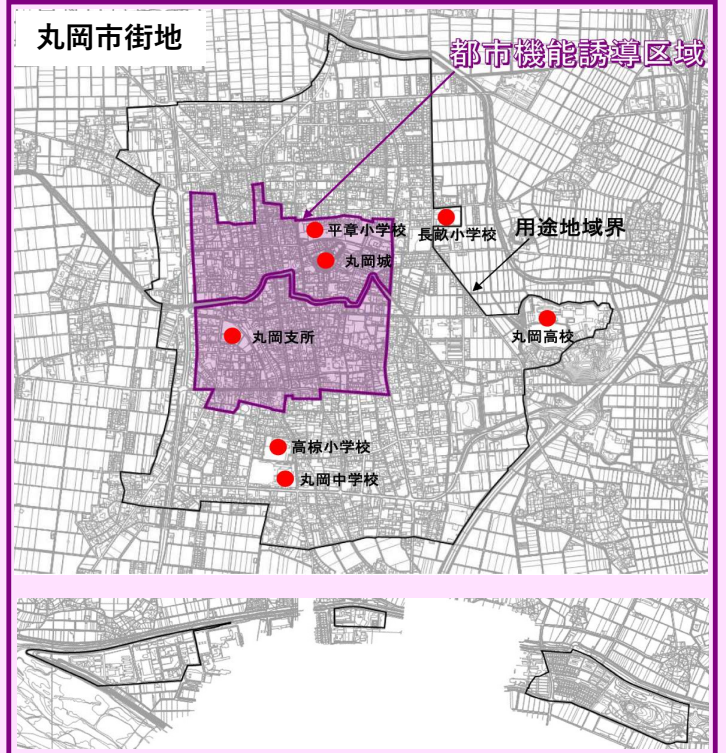
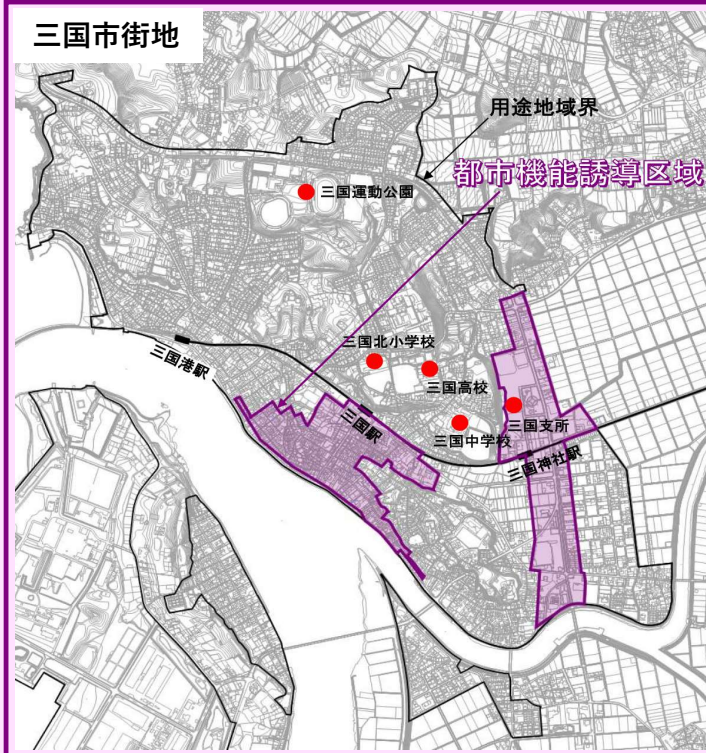
開発・建築行為等  
の着手

※届出は、開発・建築行為等の着手する**30日前**までに、**1部**提出してください(変更等含む)。

※届出の受領後、市から受理通知書を交付します。

※届出の様式は、坂井市ホームページからダウンロードできます。

# 都市機能誘導区域



区域の詳細については、都市計画課にてご確認ください。